

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活応援商品券事業(物価高騰支援)	①食料品等の価格高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、全住民に20,000円分の商品券を配布し消費者の生活支援を行う。また、75歳以上の高齢者については一人当たり3,000円の商品券を追加する。 ②需用費、役務費、委託料、補助金 消費品費 12千円、印刷製本費 330千円 通信運搬費 3,465千円 生活応援商品券発行業務委託料 14,488千円 生活応援商品券事業費補助金 284,900千円 ④全ての町民 ※プレミアム分については県の補助あり(補助率1/2、108,750千円～)	R8.3	R9.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	佐々町タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援金	①燃油価格の高騰による影響を受け、タクシー業、運転代行業、貸切バス事業を営む事業者の経営に影響を及ぼす中、社会インフラとして町民生活の維持に不可欠なタクシー事業者等の事業継続を目的とし対象事業を行う中小企業者に支援を行う ②補助金 ③補助金1,150千円 (内訳) 普通タクシー 20千円×29台 ジャンボタクシー 25千円×2台 福祉タクシー(軽) 20千円×2台 代行車両 20千円×12台 貸切バス等 30千円×8台	R7.9	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業(小学6年生無償化分)	①物価高騰による保護者負担を軽減し、中学校入学準備資金としてもらうため、小学校6年生の給食費(令和7年9月～令和8年3月)を無償化し、子育て世帯の支援を行う。 ※教職員等を除く ②補助金 ③第1子 240円×125食×100人×80%≒2,400千円 第2子 240円×125食×60人×60%≒1,080千円 振込手数料 120千円	R7.9	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費相当額助成事業(小学6年生・中学生無償化分)	①物価高騰による保護者負担を軽減するため、中学生の給食費無償化及び上記小学校6年生の給食費無償化に伴い、その支援を受けられていない児童生徒の保護者に給食費相当額の助成を行う。 ※教職員等を除く 【助成の対象世帯】 ・食アレルギーのため給食の全部の提供を受けられず弁当を持参している児童生徒の保護者 ・本町立外の小中学校に在籍している児童生徒の保護者 ②補助金 ③小学校6年生 288円×125食×5人≒180千円 中学生 348円×125食×35人≒1,523千円 振込手数料 7千円	R7.9	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費無償化事業(中学生無償化分)	①物価高騰による保護者負担を軽減するため、中学校給食費を無償化し、子育て世帯の支援を行う。 ※教職員等を除く ②補助金 ③290円×197食×439人≒25,081千円 ④中学校に在籍する全生徒の保護者	R7.4	R8.3
6	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通事業者持続化支援事業(物価高騰支援)	①燃料価格高騰により運行の維持が困難になっているため、維持に必要な経費に対して支援を行う。 ②支援金 ③令和7年度の松浦鉄道(株)が受ける燃油高騰影響額を実績ベースで算出(影響見込額:27,762,000円) 27,762千円÷2(県負担分1/2、市町負担分1/2) 佐々町負担指数0.077977724×13,881千円≒1,082,000円 ④交通事業者(松浦鉄道)	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	(R7補正分)学校給食費無償化事業(中学生無償化分)	①物価高騰による保護者負担を軽減するため、中学校給食費を無償化し、子育て世帯の支援を行う。 ※教職員等を除く ②補助金 ③290円×197食×439人≒25,081千円 ④中学校に在籍する全生徒の保護者	R8.1	R8.3
8	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援事業(物価高騰支援)	①燃油価格高騰の影響を受けている貨物運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、貨物運送事業者の事業及び雇用の維持を図るための支援を行う。 ②補助金 ③普通貨物自動車1台あたり:19,000円×75台 小型貨物自動車1台あたり:9,000円×10台 ④貨物運送事業者	R8.3	R9.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食物価高騰対策事業費補助金	①学校給食会計で定める学校給食費の一食単価に物価上昇率を乗じた額を基準額として、基準額に児童生徒数及び給食食数を乗じた額を補助することにより、物価高騰の影響を受ける子育て世代の経済負担を軽減する。 ※教職員等を除く ②補助金 ③(1)給食回数195回×上昇額50円(1食単価240円×20%)×940人(小学校児童数) (2)給食回数197回×上昇額60円(1食単価290円×20%)×509人(中学校児童数) 計 (1)+(2)≒15,182千円 ④中学校に在籍する全生徒の保護者	R8.1	R8.3